

External Debt Statistics 1998-2002: 2003 Edition Statistiques de la dette extérieure 1998-2002: Edition 2003

Summary in Japanese

対外債務統計 1998～2002年: 2003年版 日本語要約

年報『対外債務統計』は、開発途上国と経済移行国、すなわち開発援助委員会（DAC）の被援助国リストに登録された全ての諸国の対外債務総額に関する包括的な統計を提示するものである。1998～2002年の統計をまとめた今回の2003年版では改善が図られ、債務と年間の時系列をより細かく分類した一連のデータを掲載している。この統計資料は、銀行、投資家、財政政策立案者、債務コンパイラーの参考となるものである。また、公的な開発資金に関するデータを提供することにより先進諸国の関心に応えることを目的としている。

『対外債務統計』は、主に債権国のデータを基にしている。当初は、国際決済銀行（BIS）とOECDが1980年代前半に協力して行なったそれぞれの債権国データの共有・統合作業を基にして発刊された。現在もその核となるデータは、この両機関が持つ以前より大幅に拡大した債権国と金融市場の情報を基にしており、それに世界銀行、国際通貨基金（IMF）及び各国からの債務国データが補足されている。

対外債務に関する各債務国のデータは急速に改善されており、債権国データがそれを補完する役目を果たしている。どの国にとっても、債権国・債務国双方のデータが独自の意味で有用であり、債権国のデータが債務国のデータ編纂の改善に役立つことがあれば、その逆もある。どちら側のデータも、一部に容易に算出できない項目（非居住者が保有する国債など）があるため、完全ではない。債務国の編纂データについては国によって完全性の程度に違いがある場合があるが、重要な差異があれば債務国ベースのデータの比較可能性が損なわれる。従って、対外債務の情報源としては、債権国データのほうが、不十分な点はあるにせよ、信頼性と一貫性及び国際比較可能性が高い。

『対外債務統計』は、DAC 被援助国リストの開発途上国と経済移行国における 1998～2002 年の国分類別・各国別（12 ページ参照）、及び重債務貧困諸国の対外債務総額に関する年末の数値を掲載している。一連のデータは、債権の種類によって二つ（公的債権と金融市場債権）に大別されている（データ源は主に債権者側であるため）。「公的債権」とは、OECD 諸国からの政府二国間借款、政府多国間借款、及び（公的支援を受けた）輸出信用である。「金融市場債権」は、銀行の貸付と預託金、及び債務証券である。「公的債権」と「金融市場債権」のデータは、主に OECD と BIS がまとめたデータを基にしており、データ間の重複を考慮して調整してある。政府と民間の双方から報告された債権（BIS に報告する民間銀行が拠出した政府借款など）については、本資料ではすべて「公的債権」に分類している。三つ目の「その他」の項目は、債権国データに含まれない債権者や手段による債務について、可能な限りの債務国のデータを記載している。

債務総額（「支払期日を問わない」）の他に、基準日から一年以内に支払期日となるものの総額も掲載されている。この「一年以内に支払期日」の欄の総額には、報告されたデータの中で基準日から一年以内に支払期日を迎える元金と、支払いの遅れている元金及び利子全てが含まれる。実際は、債務の支払期日の内訳は報告に書かれていない場合もあるため、この数値は最小限の額とみなすべきである。

オフショア活動を盛んに行なう国や地域の金融市場データには、オフショア活動と想定される特定の種類の金融市場貸付を除外するように調整した数値を付記している。こうした国や地域の国分類の合計額は、国の欄にこの調整済みの数値がある場合、こちらの数値を使って算出している。

記載されている金額は全て、該当日の為替相場で換算し、百万の位で四捨五入した米ドル額である。そのため、未払い総額の時系列的な変化は、実際の資金の動きとは別に、米ドル以外の通貨建ての持ち高を米ドルに換算した額の変化を一部反映している。この影響の大きさは、為替相場の動きと対外債務の通貨構成に依存し、国によってばらつきがある。例えば、2001 年末から 2002 年末までの間に変化の無かった円建ての未払い債務額は米ドル換算すると 10% 増加し、ユーロ建ての場合は 19% 増加している。

各国データについては、2002 年末時点で対外債務総額が 5,000 万米ドルを超える国を全て記載している*。ただし、合計額には、額の多少にかかわらずその分類に属する全ての国の債務額が含まれている。

* 対外債務総額 5,000 万米ドル以下の国のデータについては、本資料の電子版に掲載している。

合計額データは、以下の所得による国分類ごとに算出している。

- 後発開発途上国（LDC）
- その他の低所得国（OLIC）
- 低中所得国（LMIC）
- 高中所得国（UMIC）
 - ~ 中欧・東欧諸国及び旧ソビエト連邦新独立国（CEEC / NIS）
 - ~ その他の高所得国（高所得国と先進開発途上国）

地域別の国分類には、その地域内の DAC リスト掲載国がすべて含まれる。

また、1996 年に開始された債務救済計画の対象となる重債務貧困国（HIPC）についても別途記載している。本資料の作成時点で、以下の 42 カ国が対象国または潜在的対象国となっている。

アンゴラ、ベニン、ボリビア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ケニア、ラオス人民民主共和国、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ニカラグア、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ベトナム、イエメン、ザンビア

© OECD 2004

本要約は OECD の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語とフランス語で発表された OECD 出版物の抄録を翻訳したものです。OECD Online Bookshop www.oecd.org/bookshop/から無料で入手できます。

お問い合わせは OECD の広報局著作権・翻訳部にお願いいたします。

rights@oecd.org

Fax: +33 (0)1 45 24 13 91

OECD Rights and Translation unit (PAC)
2 rue André-Pascal
75116 Paris
France

ウェブサイト www.oecd.org/rights/

